

令和7年東郷町教育委員会6月定例会	
日時	令和7年6月27日（金） 午後1時30分 開会 午後2時25分 閉会
場所	東郷町役場 2階第4会議室
出席委員	教 育 長 鵜飼 洋一 教育長職務代理者 加藤 逸男 委 員 高坂 智子 委 員 山田 美登 委 員 近藤 覚
欠席委員	なし
説明のため に出席した 職員の氏名	教 育 部 長 大原 貴浩 参 事 加藤 丈晴 学校教育課長 大竹 邦一 生涯学習課長 中川 正康 総合調整官 樋口 美紀 給食センター所長 山本 康広
会議録作成職員	学校教育課長 大竹 邦一
会議録署名委員	鵜飼教育長 山田委員
教育長の報告	(1) 校長への指導事項等について
報告事項	(1) 6月校長会について（学校教育課） (2) 後援名義の使用許可について（学校教育課） (3) 要保護・準要保護児童生徒数について（学校教育課）
議題	（議案）後援名義の使用許可について （議案）町指定文化財の現状変更等許可申請書に係る諮問について （議案）東郷町地域学校協働活動推進員設置要綱の一部改正について （議案）東郷町スポーツ推進委員の委嘱について （議案）東郷町体力づくり推進委員の委嘱について （専承）東郷町スポーツ推進委員の委嘱について
傍聴者	

部長	<p>定刻となりましたので、ただいまから東郷町教育委員会 6 月定例会を開会します。</p> <p>会議の進行につきましては、教育長からお願いします。</p>
教育長	<p>それでは会議を進めてまいります。</p> <p>会議の日程につきましては、お手元に配付した議事日程のとおりです。</p> <p>日程第 1、会議録作成職員を指名します。学校教育課長を指名します。</p> <p>次に日程第 2、会議録署名委員を指名します。私と山田委員を指名したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>全員異議なし</p>
教育長	<p>異議なしとのことですので、6 月定例会の会議録署名委員は、私と山田委員とさせていただきます。</p> <p>次に日程第 3、教育長の報告です。</p>
教育長	<p>6 月の校長会での指導事項を報告いたします。この時期になりますと、局地的な大雨が降ることがあります。学校としては、警報が出ていなくても「これは危ないな」と判断される時は学校開始時間を遅らせたり、しばらく登校を見合わせるといった対応をしていただいています。どの時間までに判断しなければいけないかは、各校異なりますので、校長先生・教頭先生でしっかり決めてもらうよう伝えました。</p> <p>2 点目です。所謂“コロナ騒動”からほぼ 5 年が経過をして、学校はいろいろなことが様変わりしました。行事が中止になったりしましたが、必要であるものを行えているか、働きやすさや働き甲斐とのバランスが取れているかを考慮しつつ、子どもファーストの目線をもって学校全体を再点検する頃かな、と考えています。当時は世の中全体が大きな混乱の中にあって、マスク警察、ワクチン未接種者への差別、飲食店への大打撃等、様々な報道によって、あらぬ方向へミスリードされてしまう場合があることを痛感しました。</p> <p>学校でもコロナを隠れ蓑にして、易きに流れてしまったことがなかったかというところではない。簡単に色んなことを止めることができなくなったことと、最後まで粘ってやろうとしたことは、できなかった結果は同じでもやろうとした魂は違います。もう一度立ち返って「これはやらなければいけないことなのだろうか、どうだろうか」ということを振り返る大切な時期だと考えているという話をしました。</p> <p>2 点目です。修学旅行、野外活動が始まりました。担当学年の先生方は子ども達に様々な体験をさせてやりたいと期待に胸を弾ませているところですが、安心の最終責任者である校長先生方の気苦労は尽きません。私も中学校に赴任して 1 年目に琵琶湖畔でカヌー・筏体験を行いました。豪雨と寒さと強風で、「大丈夫か…」と思った経験があります。業者は「やります」の一点張りで中止はないとのことでした。次の日は幾分収まって、結局実施しましたが、果たしてあの状況で「中止」の判断を毅然と下すことができたかどうかという反省が残りました。「ボートにとって強風がいかに危険か」「水温の低さは命にかか</p>

わる」ことは十分に理解していて、「最終的な判断権限と責任は私にある」ことを自覚していたにも関わらず、判断を鈍らせたのは、残念なことです。「お金が無駄になること」と、その後の批判ではないかと考えました。2年目には様々な保険を探しましたが、残念ながら警報発令等、客観的な根拠のない中止判断に対する保険は見あたりませんでした。そこで、事前の説明会で、① 保護者・生徒に、安全を最優先すること。② 琵琶湖は局地的な天候異変がありうる。③ 警報発令に関わらず、お金が無駄になるかもしれないが、学校の責任において中止の判断をする場合があることを伝えて、理解していただきました。施設や委託業者にも事前に話をし、私自身が躊躇せず、毅然と「中止」の判断ができる環境を整えました。

H22 (2010) 豊橋 章南中の浜松湖でのボート事故がありました。あの時は責任の所在が非常に抽象的だった。もう少し前だと、2001年に春日井の西部中学校の板取村で落石事故があつて死亡事故になりました。これも雨が降った時の判断がうまくいかなかったということで、やはり過去から学ぶ必要があるのかなと考えています。何もなくて楽しいことが一番ですけれども、校長としてはその辺りも考えておいてほしいという話をしました。

3点目です。学校訪問・講師要請訪問が始まりました。先週からは町長にも訪問していただいています。「開かれた学校」の理念が提唱され、もうずいぶん経ちますが、学校としては様々な意見や考え方を、謙虚に受け止めること、特に校長が謙虚に受け止めることができるかどうかはとても大切であるように感じています。特に「組織の長」は、批判に耳を塞ぐことができってしまうために、傲慢な考え方に陥りやすいということ、私も自分を戒めるようにしてきましたけれども、そうなりやすいので、是非いろんな意見を取り入れて耳を傾けましょうという話をしました。学校にとっては教育委員会の皆さまの忌憚のない御意見は貴重なものになります。学校訪問や学校経営説明会も予定されていますので、様々な視点からの御意見をいただきますようお願いいたします。

また、次回の校長会でお話しする内容ですが、教員の不祥事について話をする予定をしています。児童生徒への盗撮、全国規模で繋がったものは社会問題になっています。自分も知多教育事務所にいた時に、わいせつ行為の案件で懲戒免職の処分を下す立場にいましたので、このような事例が起きるとどうなるのか、重々承知をしています。一言でいうと修羅場です。本人も、家族も学校職員、児童生徒、保護者、皆が地獄に落とされます。本人も恐らく地獄に陥ることになるという状況はわかっている。でもやめられない。このことは、とても大きな問題で、指導する方としても行き詰まりを感じていると思います。でも、きちんと伝えていく必要がありますし、一方で大半の先生方にとっては、突拍子もないような全然関係のない話なので、あまり現場に圧をかけすぎるといけない。その辺りの匙加減を上手にしながら不祥事案件に取り組むしかないのかなと感じています。次回の校長会でお話ししたいと思います。

私からは以上です。

教育長

以上で 教育長からの報告を終わります。

	質問がありましたらお願いします。
委員	先ほどコロナ禍での話がありましたが、昨年いわゆる天災、雷の事故があって、校庭で遊ばせる判断だとか、登校の判断について校長先生が全て判断されるのは大変かと思います。もしかしたら、東郷町の教育委員会なのか分かりませんが、ガイドラインを決める取り組みがあるかもしれない。校長先生がいざという時に責任を取るというのは、非常時における取組としてどこかで決めてあるといいかもしれないと思う。
教育長	校長にとってはそれが仕事ではあります。随分周知化されたもの、例えば熱中症に関する指数だとかは全国化されてますし、雷もそうですが、校長が判断するための材料や仕組みはできてきている。ただ、最後はどうしても人の判断が必要になる。「やめ」という時は、そこは判断になる。警報も大きな範囲で発令されます。局地的なものはない。 先ほども言いましたが、琵琶湖で野外学習をやめにしたとき、警報が出ていればやめにしたり金銭的な補償があるのですが、警報といった客観的な理由がなくて中止してしまうと、補償されない。一度探したのですが、そういった保険はなかったのので、これは仕方がないです。できる限り客観的な判断基準が積み重なるようにしていきたいと思っています。
委員	盗撮等については報道されている通りかと思うが、いわゆるネットカジノについて、下手すると高校生・中学生がやっているという話を聞いたことがある。校長会で機会があればその話をさせていただきたいと思う。
教育長	ありがとうございます。ほかに質問もないようですので、以上で教育長の報告を終わります。 次に、日程第4、報告事項に入ります。 事務局から説明をお願いします。
参事	6月の校長会報告をいたします。 1 学校訪問が6月5日に春木台小学校、6月19日に諸輪中学校で行われました。半日日程の講師要請校内現職教育が、始まっております。 各学校では、新学習指導要領で大切にしている「主体的・対話的で深い学びの実現」に向けて、各学校の特色ある研究主題や研究目標を定めて、計画的に研究を進めています。 6月の学校訪問ありがとうございました。2学期には、10月2日に東郷中、10月23日に春木中が行われます。 2 5月中旬～6月初旬までに、東郷中、春木中、諸輪中の3中学校の3年生が、東京・山梨方面、大阪方面へ、2泊3日の修学旅行へ、無事に行ってきました。また、小学校においては、福祉実践教室など校内で行う学校行事や、町探検、町施設の見学、田植え体験など、校外で行う校外学習を、各学年の年間計画通りに実施しています。 3 中学校の部活動では、6月28日（土）から愛知地区支所大会が始まります。どの部員も、熱中症などの体調には十分に気を付けて、今後の練習に、大会に臨んでほしいと思います。支所大会は、予備日を含めると7月13日

	<p>(日)まで行われる予定です。</p> <p>なお、休日の中学校部活動の地域展開に向けて、令和8年9月から実施予定の地域クラブの対象種目の選定のために、中学校1年生と小学校5・6年生を対象にアンケートを行いました。</p> <p>4 5月の教職員の在校時間記録について、80時間超は7名で、100時間超は0名でした。80時間を超える主な超過理由を確認したところ、学級事務のほかに修学旅行や野外活動などの宿泊行事があったため、その準備に時間を要したとのことでした。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
学校教育課長	<p>(2) 後援名義の使用許可について</p> <p>「第4 報告事項(2)後援名義の使用許可について」説明します。資料は1ページになります。</p> <p>令和7年5月20日から6月24日までに、後援名義使用の申請があり、専決処分した案件は、3件です。</p> <p>事務局で確認したところ、過去に許可したものとおおむね同様の内容でした。説明は以上です。</p>
学校教育課長	<p>次に、「(3) 要保護・準要保護児童生徒数について」説明します。</p> <p>資料は34ページになります。</p> <p>令和7年4月1日から令和7年6月24日までに申請があり、認定した件数は210件です。(前年度比+24件)</p> <p>内訳は、継続認定188件、新規認定22件です。</p> <p>また、要保護は4件、準要保護は206件です。</p> <p>前年度同時期と比較し、24件の増加です。</p> <p>説明は、以上です。</p>
教育長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質問がありましたらお願いします。</p>
教育長	<p>質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。</p> <p>次に日程第5、議題に入ります。</p> <p>議案第29号 後援名義の使用許可に対する意見について、事務局の説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>議案第29号について説明させていただきます。資料35ページをお開きください。</p> <p>議案第29号 後援名義の使用許可について</p> <p>後援名義について、下記のとおり申請があり、事業内容が教育の振興に寄与すると認められるため、使用を許可するものでございます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 主催者は、一般社団法人 日本トレーニング推進協会 2 事業名は、エアートランポリン体験会 3 実施日は、令和7年6月27日から7月31日まで 4 会場は、ららぽーと愛知東郷 イベントスペース です。 <p>この案を提出するのは、後援名義の使用申請を審査するため必要があるか</p>

	<p>らです。</p> <p>資料36ページをお開きください。</p> <p>申請者の申請に基づき説明します。</p> <p>事業の内容・目的は、エアートランポリンを使用し、幼児から小学生のゴールデンエイジ期に必要な体の使い方、運動の大切さなどを学んでもらうことを目的とした体験会です。</p> <p>参加対象者は、2歳から小学6年生、参加予定人数は1日約50人で、入場料は無料です。</p> <p>説明は、以上です。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第29号について審議をお願いします。
委員	確認ですがよろしいですか。36ページの事業名がエアートランポリン体験会となっていますが、56ページの収支では体幹かけっこ教室になっているので、違っているのですがいいですか。
学校教育課長	事業に対する予算書として提出されたものではありませんので、エアートランポリン体験会の記載誤りだと思われます。必要があれば出し直しをさせていただきます。
委員	体幹かけっこ大会というのが、事業としてはメインだと思う。トランポリンというのは初めてのイメージがあるので、実績という意味ではっきりしてこないように思う。
教育長	調べましたら、日本トレーニング趣旨協会のメインが体幹かけっこ教室。色々な施設で体験教室をやっておられるようです。情報があまりなくて調べきれなかったです。
委員	情報が少ないという中で、私もホームページを見ようと思ったのですが、ホームページを見ることができない。40ページの下に書いてあるアドレスにアクセスすることができないので、詳しいところは調査ができませんでした。これだけの資料だと、全貌感がはっきりしないなという印象を受けました。
委員	私も子どもが小さい時にたぶんやったことがある。ふわふわのところで、走ったりすることで体幹が鍛えられるという器具だと思う。事業名は体験会ということで単発の話になっているが、裏面は教室になっていて、単発のイベントにしても教室の宣伝になるので、東郷町教育委員会がお墨付きを与えることになるのではないかと思いました。後援をもらったことを、そんなことはないとは思いますが、体操教室の後ろ盾に使われるのも困るなど感じながら資料を読みました。
教育長	37、38ページの話ですね。表は体験会のチラシだけれど、裏面は体操教室のチラシになっている。
委員	今、ホームページは誰も見なくて、インスタグラムだとかSNSになってきている。お問い合わせはDMで、だとか。ここのインスタに入れば、イベントの詳しい内容、告知は分かるのではないかなと思います。ただ、事業概要や企業概要はインスタには載せていないと思うので、あまり判断材料としてあてに

	ならないのかなと思いました。
教育長	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。 議案第29号を原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	賛成0、反対4
教育長	全会一致で、議案第29号については、否決します。 次に、議案第30号 町指定文化財の現状変更等許可申請書に係る諮問について、事務局の説明をお願いします。
生涯学習課長	議案第30号 町指定文化財の現状変更許可申請書に係る諮問についてです。 議案30号について説明させていただきます。 資料は 52ページになります。 議題第30号 町指定文化財の現状変更等許可申請書に係る諮問について 下記物件の現状変更等許可申請書について、文化財保護委員会に諮問するものとする。 種別は、天然記念物（樹木） 名称及び員数ですが、 クログネモチ 2樹(じゅ) 所在地は、東郷町大字春木字西前6065番地 所有者は、 宗教法人 東光寺 代表役員 神谷常光さんです この案を提出するのは、東郷町文化財保護条例第16条第1項第1号の規定に基づき、文化財保護委員会に諮問する必要があるからです。 53ページをご覧ください。 町指定天然記念物となっている東光寺の「クログネモチ 2樹(じゅ)」について、「倒木の危険があるので伐採する」ものであり、この現状変更等許可申請の内容が指定解除の対象となるものです。 以上で説明を終わります。
教育長	説明が終わりましたので、議案第30号について審議をお願いします。
委員	伐採することでの不利益はありますか。文化財の指定を解除する、文化財がなくなることについて、町でなくなってしまうとさみしいな、だとか、伝えたいことがなくなってしまうね、といった意見はないでしょうか。
生涯学習課長	さみしいという思いはあると思いますが、天然樹は傍示本にもあります。
委員	安全上問題がある話です。たまたま町の天然記念物として大分前に指定したものではありませんが。
委員	指定の基準はあるのですか。指定した時には理由があると思います。大きくなったから古くなったから切ってしまうというのが果たしていいのですか、という話です。
委員	大分昔の話ですからね。指定はいつですか。
生涯学習課長	昭和54年になります。
委員	東郷町として文化財を指定した時期になると思います。当時は各地区からこ

	れとこれといった話がでて、指定していったと思います。
委員	今も同じような形で、指定をするのに理由があるのですか。ないのですか。
委員	年代だと思います。古ければ古いほど、地域に長くあるものを指定するというものです。
生涯学習課長	今回の樹木は樹齢300年になります。
委員	なかなか立派な樹で、残念ですけども、被害があってはいけないですね。財産的に人的に被害があってはいけないですから。
委員	樹齢300年の樹を例えば挿し木として他に移すとか、そういう考えはないですか。
生涯学習課長	考えていません。
委員	これは近隣の住宅の方も文化財だということはご存じでいらっしゃるのですか。
生涯学習課長	看板が立っているのご存じだと思います。文化財の一覧としても記載されています。
委員	では、切ってしまったら一覧を更新しなければいけませんね。
委員	文化財だとたぶん印か何か建ててありますよね。なんだかさみしいなと思います。
委員	例えばクロガネモチで何か加工して残すだとか、「東郷町の文化財でした」ということで返礼品ではないですけども、何か活用できるといいなと思います。もちろん被害があるならば切ってしまう以外しょうがないとは思いますが、何か代替案があるのかなとは思いました。また加工に費用がかかってしまうというのはあると思いますが。
委員	30年間は文化財になっていたという何か写真なり、データとしてきちんと残しておくだとか。
生涯学習課長	残っています。なくなって指定解除されたものも、データとしては残しています。
委員	そのシステムはいいですね。
学校教育課長	この議案は、諮問だけになります。文化財保護委員に諮問するかどうかのご判断です。
委員	諮問委員会で何か判断されるのであれば、教育委員会からはこういった意見がありました、ではいかがですか。
学校教育課長	よろしいかと思います。教育委員会からの意見を踏まえて、諮問委員会で判断をされて、もう一度教育委員会に議案が上がってこようかと思います。
委員	それならば問題ありません。
教育長	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。 議案第30号を原案のとおり文化財保護委員会に諮問をするということに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第30号については、原案のとおり承認します。次に、

	議案第31号 東郷町地域学校協働活動推進員設置要綱の一部改正について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	<p>議案第31号 東郷町地域学校協働活動推進員設置要綱の一部改正について説明します。資料57ページをお願いします。</p> <p>議案第31号「東郷町地域学校協働活動推進員設置要綱の一部改正について」東郷町地域学校協働活動推進員設置要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定めるものとする。</p> <p>この案を提出するのは、地域学校協働活動推進員の活動状況を報告する様式を定める必要があるからでございます。</p> <p>66ページの議案の概要をご覧ください。</p> <p>改正の理由は、東郷町地域学校協働活動推進員の活動状況を報告する様式及び活動報告手順を定める必要があるためでございます。</p> <p>主な改正内容としましては、推進員の報告に関する事項を定めること。学校長の報告義務を定めることでございます。</p> <p>施行期日等は、公布の日から施行し、令和7年5月1日から適用するものでございます。実際に御活動いただいている推進員にどのような様式でご報告いただくかを定めたものとなります。</p> <p>説明は、以上です。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第31号について審議をお願いします。
委員	これは紙で報告いただくものですか。
学校教育課長	学校に提出いただくものは紙で提出してもらいます。今も会計年度任用職員の勤務については未だに印鑑でやっています。学校の管理として同じような形の方が慣れておられます。事務処理上、町全体の仕組みとして使っているものに合わせたものとなります。
委員	おいおいオンラインに変えていけるといいかなと思います。スマホでアプリをダウンロードしてというシステム、お金はかかるかもしれませんが、そういう管理をしていかないと世代交代の面を見据えた形で決めていただけるといいかなと思う。今は全てメールで来て、バーコード読んで何でも出せる時代なので、そこが教育の分野が遅れているように感じます。
委員	推進員は何名いますか。
学校教育課長	3名です。
教育長	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。 議案第31号を原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第31号については、原案のとおり承認します。</p> <p>ここでお諮りします。次の議案第32号から議案第33号まで、及び専承第12号は、人事案件のため、東郷町教育委員会会議規則第12条第1項のただし書きにより、非公開にしたいと思いますが、非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p>

【公開用】

委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、次の議案第32号から議案第33号まで、及び専承第12号は非公開とします。
	【内容非公開】 ※議案第32号から議案第33号まで、及び専承第12号は原案のとおり承認されました。
教育長	6月定例会の日程は、これですべて終了しました。 これをもちまして、閉会といたします。それでは、事務局にお返しします。

午後2時25分終了